◎新潟県告示第1109号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

令和２年10月９日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　作業種類　公共測量（２級基準点測量、３級水準測量）

２　作業期間　令和２年９月16日から令和３年２月26日まで

３　作業地域　燕市熊森地先～新潟市西蒲区高橋地先